**府職労健康福祉支部との交渉（平成27年3月17日）議事録**

【福祉部】

　○平成27年2月19日に提案した「女性相談センター」、「子ども家庭センター」の勤務

条件の変更について、回答をいただきたい。

【府職労】

**（女性相談センターについて）**

　○非常勤のみの夜間体制には当初から反対し、支部は、従来通りの体制を主張してきた。正規職員で対応する今回の見直しについては了解するが、下記の問題点があるので指摘しておく。

　　・「当直」ではなく、「夜勤」で対応すべき。

　　・子ども家庭センターのＤＶ関係の業務が一部移管され、負担が増える。

　　・調整数や労働安全衛生委員会などを充実させるべき。

　○体制スタート後も、夜間の対応件数等を検証し、引き続き、安心して働くことができ、

必要な援助が行えるよう求めていく。

**（子ども家庭センターについて）**

　○夜間、自宅待機で対応していたこれまでの体制は問題であり、支部は夜勤体制の導入など体制強化を主張してきた。夜間体制の必要性は理解する。しかし、子ども家庭センター全体に長時間過密労働の実態があること、その中での当直体制は相談業務にも支障をきたしかねないことなど、支部が要求する夜勤体制とは隔たりがあり、既存の職員の負担増となる今回の当局案は受け入れがたいので、了解できない。

　○とはいえ、当局の責任でこの体制で進めていくのであろうから、以下の点を指摘し、今後も引き続き、協議していきたい。

・使用者として職員の適切な健康管理に努め、特に、当直明けに時間外勤務をさせたり、休日勤務の代休が取得できないようなことがないようにすること。

　　・調整数や労働安全衛生委員会などを充実させるべき。

　○体制スタート後も、夜間の対応件数等を検証し、引き続き、安心して働くことができ、

必要な援助が行えるよう求めていく。

【福祉部】

　○提案した体制により実施していきたいと考えているので、ご協力をお願いしたい。